

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和元年12月8日 20時30分ごろ
発生場所	宮崎県門川町沖 鍋崎灯台から真方位046°570m付近 （概位 北緯32°28.4′ 東経131°42.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート政喜丸は、錨泊中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年3月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 政喜丸、5トン未満（長さ5.44m）
船舶番号、船舶所有者等	294-12466宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、船外機を停止して錨泊し、魚群探知機を作動させて釣りを行った後、帰航しようと船外機を始動したところ、バッテリーが過放電状態となっており、船外機の始動ができず、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、海上保安庁に本インシデントの発生を通報及び漁業協同組合に救助を求めた後、帰航中の漁船にえい航された。</p> <p>本船は、中古で購入したので、バッテリーの使用年数等は不明であった。</p> <p>船長は、本インシデント後、新しいバッテリーに交換したところ、船外機のセルモーターのかかりがよいので、バッテリーの経年劣化だと思った。</p>
分析	本船は、バッテリーが経年劣化によって、蓄電能力が低下した状態で、船外機を停止して錨泊中、魚群探知機を作動させていたことから、バッテリーが過放電状態となり、船外機の始動ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、バッテリーの経年劣化によって、蓄電能力が低下した状態で、船外機を停止して錨泊中、魚群探知機を作動させていたため、バッテリーが過放電状態となり、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船外機を停止して錨泊する際、魚群探知機等の電気機器を長時間使用しないこと。・ 中古の船を購入し、バッテリーの使用年数等不明な場合は、バッテリーの点検を行い、必要に応じて交換すること。
--------------	--